

- 第1部 服従A 自由選択課目
5課目(1課目20点 合計100点)
- 第2部 服従B 自由選択課目
10課目(1課目10点 合計100点)

出場時に審査員に課目を申し出てください。

ただし以下の課目はできません。

(前進・方向変換、板壁登はん、連続往復障害飛越、梯子昇りとスベリ台降り、渡橋、追求、物品監守、禁足、襲撃、護送、監視、玉乗り、トンネル、シーソー、他審査員の判断)

● 第3部 CDJ (100点)

実施要領:

1. すべての課題を紐付きで受験することができる。ロングリードも認められる。また紐無しで受験することもできる。一部の課題のみ紐付き、紐無しで受験する際は申告の際に審査員に伝える。
2. 声符は発進・及び歩度・動作・一方向変換時のみ使用し、1回とする。
視符・体符は原則として使用しないものとする。
3. 所有者がJSV会員であれば他犬種(交雑犬を含む)も受験を認め、合格証を発行する。他犬種の場合障害飛越の高さは審査員が指示する。

(1) 紐付き脚側行進 20点

コースはコの字型(45歩)を基本とする。出発点で犬に基本姿勢(脚側停座)をさせる。審査員の指示により、常歩で脚側行進を開始し、第3コースの最終地点で反転後、復路を同じ要領で出発点に戻る。反転後、停止したならば直ちに、犬に基本姿勢(脚側停座)をさせる。コーナーと反転の際、犬に指示の声符を与えて良い。

(2) 伏臥 20点

出発点で基本姿勢をとる。審査員の指示により、指導手は停座している犬に、「伏臥」を命じる。3秒後、審査員の指示により脚側停座を命じる。

(3) 立止(常歩行進中一旦停止) 20点

審査員の指示により、指導手は出発地点より常歩行進中、10歩の地点で一旦立ち止まり、犬をその場に立止をさせる。その後、指導手は屈折点まで直進し、反転して再び犬のもとに戻り、立止している犬の向かって右側から後方を廻って、脚側に付き、審査員の指示により、廻れ右をして脚側停座を命ずる。

(4) 待座招呼 20点

脚側停座している犬に、審査員の指示により「待座」を命じ、指導手は出発点まで10歩直進し、廻れ右をして犬に対面する。審査員の指示で犬を招呼する。犬は直接、脚側に停座するか、又は指導手の正面に停座する。声符により脚側停座を命ずる。この時、犬は指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い。

(5) 障碍飛越(50cm) 20点

指導手は障害から任意の位置に犬を脚側停座させた後、審査員の指示により犬に障害を飛越させる。犬が飛越したら指導手は、声符「立って」あるいは「まて」を命じ、審査員の指示により指導手は障害を迂回して犬のもとに行き、審査員の指示で脚側停座を命ずる。

● 第4部 ZPr (100点)

注※ 公開訓練試験(O-ZPr)の場合は点数配分が異なりますので、ご注意ください。

A. 専門作業(30点)

1. 指導手自身の足跡追求 30点
2. 指導手の自臭による物品選別 30点
3. 防衛 奇襲と防衛 30点

以上3課題のうちから一つ選ぶ。

B. 服従作業(70点)

A. 専門作業

専門作業は、
(1)足跡追求、(2)物品選別、(3)防衛
のいずれかを選択することができる。

(1)足跡追求(30点)

追求態度を重視する

- ① 指導手自身による約120歩の足跡線2屈折とし、若干の伸縮をすることもある。
- ② 遺留物品は、終点1個、計1個(起点に物品を置いても良い)
遺留物品の大きさ:<基本>長さ10cm、幅2~3cm、厚さ0.5~1cmの木片
- ③ 搜索紐は10mとする。

審査員のもとで脚側停座をさせ、審査員に申告を行う。犬が遺留物品を「啜え上げる」か「ポイントする」か申告する。搜索紐を離して追求するか、搜索紐の末端を指導手が持って追求するかは選択制とし、あわせて審査員に申告する。

出発点並びに印跡は正常な態度歩度をもって行う。地面を引っかいたり、足を引きずってはならない。先ず犬を伏臥待機させ、自己の体臭をつけた物品(形状及び色は、その土地に対して目立たない小型の物とし、ダンベル、ボールその他、常時訓練に使用している木片等審査員の不適当と認めるものは使用してはならない)を所持し、審査員の指示に基づいて印跡する。

屈折は直角に2回とし、終点に物品を置き、なるべく風下を迂回して犬の所に戻る。但し、第1コースは原則として、約40歩以上とする。作業開始は印跡終了後、一定時間を定めて審査員の指示で開始する。

首輪、又は胴輪に搜索紐をつけて起点に至り、遺留してある物品の臭気を取らせた後、追求動作に入る。搜索紐が伸び切らないうちは追求のやり直しは認めるが、搜索紐が伸び切った後は、やり直しは認めない。

「サガセ」の指示で犬が前進し始めても指導手は出発点に止まり、10mの搜索紐を順次手から繰り出し、出し切る直前で搜索紐の末端を持って、約10mの距離を維持しつつ犬に従って前進を開始する。紐なしで追求作業を行う場合も約10mの距離は維持されなければならない。

搜索紐が伸び切らないうちは、追求のやり直しは認めるが、搜索紐が伸び切った後は、やり直しは認めない。「サガセ」の指示で犬が前進し始めても指導手は出発点に止まり、10mの搜索紐を順次手から繰り出し、出し切る直前で搜索紐の末端を持って、約10mの距離を維持しつつ犬に従って前進を開始する。紐なしで追求作業を行う場合も約10mの距離は維持されなければならない。

搜索紐が樹木等の障害物にかかり、犬が進行できない時は、審査員の承諾を求めてこれを脱し、起点と同じ要領で再び発進させる。

犬は遺留品を見つけると、指導手の指示なしで、指導手が申告した方法で遺留品の発見を確実に示さなければならない。

犬が遺留品の発見を確実に指示したら、審査員の指示により速やかに犬のもとへ行き、物品をとり、高く上げて審査員に示し、脚側に停座させる。

犬が足跡コースから最大限、搜索紐以上離れた場合、追求作業は中止される。犬が足跡コースから外れ、指導手が犬を引き戻した場合、審査員は指導手に犬に従うように注意する。再度行った時は失格とする。

(2)指導手の自臭による物品選別(30点)

声符「サガセ」「モッテコイ」

指導手は犬を出発点に伴い、選別台に対し反対向きに脚側停座させ、審査員の指示を待つ。自己の体臭付着物品1個(唾液・犬臭等をつけてはならない)とともに他人臭同一人の誘惑物品4個を、約10m前方の選別台上に配置する。審査員の指示により反転し犬を脚側停座させる。本臭物品(原臭)を嗅がせ、選別台に向けてスタートさせて作業を開始する。犬が物品の所在を発見するまでは、声視符による方向指示をしても良いが、犬が物品の所在を発見したら、一切の声視符を禁ずる。但し、犬が物品を完全に啜え上げたならば招呼しても良い。

この作業は適当な間隔を置き、物品の配置を変えて(審査員の指示による)原則として3回実施する。1回の制限時間は特に定めず。(おおよそ1分半)物品は5個とし、審査員の承認を得た物品とする。
この作業の採点は次のとおりとする。

3回成功 25点
2回成功 20点
1回成功 10点 *選別態度 5点

(3) 防衛 奇襲と防御(30点)

【奇襲】審査員の指示により、指導手は犬を併いコモから30歩離れた作業開始地点にて基本姿勢を取る。この時点で紐は外したすき掛けまたはしまわなくてはならない。審査員の指示でコモへ向かい脚側行進を開始する。指導手がコモ手前10歩に到達次第審査員の指示でヘルパーが威嚇しながら奇襲攻撃を行う。犬は即座に自身に満ち溢れた態度で力強い咬捕で奇襲攻撃を防がなくてはならない。指導手は動いてはならないが、一度まで犬を励ます言葉の発声が許される。咬んでいる間、ヘルパーはソフトムチで2回の負荷を加える。審査員の指示でヘルパーは静止し、犬は自主的にまたは指導手の放せという命令により、ヘルパーの片袖を放し、直ちに監視する。審査員の指示で指導手は犬に歩み寄り、停座を促す声符で基本姿勢をとる。

【防御】指導手と犬は作業開始地点で基本姿勢をとる。審査員の指示でヘルパーは40歩先から指導手と犬に対し大声と威嚇をしながら犬に正面から襲いかかる。指導手とヘルパーの距離が30歩に縮まると審査員の指示により、指導手は防御を促す命令で犬を前進させる。犬は躊躇することなく力強い咬捕でヘルパーの動作を止める必要がある。指導手は立ち位置を変更してはならない。審査員の指示でヘルパーは静止する。ヘルパーが静止したら犬は直ちに咬捕をやめ監視に移る。指導手は審査員の指示なく放せという命令を発することができる。審査員の指示により指導手は常歩で犬のもとへ行き、停座を促す命令で基本姿勢をとり、犬の首輪にリードを付ける。

B. 服従作業

(1) 紐無脚側行進(10点)

審査員の指示により、脚側停座した犬から引紐を解き、これを肩に掛けるか、たすき掛けにする。コースはコの字型(45歩以上)を基本とし、往路は常歩、復路は速歩とする。指導手は復路スタート地点に戻り、反転後、停止したならば直ちに、犬に脚側停座をさせる。コーナーと反転の際、犬に指示の声符を与えて良い。

(2) 常歩行進中の立止(10点)

脚側停座から、常歩行進中、第1コース中間地点で指導手は歩度を変えたり、振り返ることなく、犬に「立止」を命じる。指導手はそのまま直進し、第1コーナーで反転し犬に対面し停止する。審査員の指示により犬のもとに戻り、犬の右側に立って、審査員の指示で脚側停座させる。(犬のもとに戻るときは、立止している犬に向かって右側から後方を回って脚側停座させる。)

(3) 常歩行進中の伏臥(10点)

続いて脚側停座から、常歩で脚側行進を行ない、第2コース中間地点で指導手は歩度を変えたり、振り返ることなく、犬に「伏臥」を命じる。指導手はそのまま第2コーナーまで直進し、犬に対面し停止する。審査員の指示により犬のもとに戻り、犬の右側に立って、審査員の指示で脚側停座させる。(要領は上記に準ずる。)

(4) 待座及び招呼(10点)

脚側停座から引き続き常歩で脚側行進を行ない、第2コーナーから5歩の地点で一旦停止し、「脚側停座」を命じ、犬を待座させ、指導手はそのまま最終地点まで直進し、犬に對面する。審査員の指示で犬を招呼する。犬は喜々として帰来し、指導手の正面に停座するか、又は直接、脚側に停座する。声符「アトエ」で脚側停座させる。(直前に停座した場合、犬は指導手の後ろを回っても、直接、左脚側に停座しても良い。)

(5) 650gダンベル持来(10点)

脚側停座から、ダンベルを所定の位置より約8m前方に投げ、審査員の指示により「持来を促す声符」を命ずる。犬は迅速な歩度でダンベルの所へ行き、直ちにくわえ上げ、指導手のもとに持来する。犬はダンベルを啜えたまま指導手の正面に停

座する。審査員の指示により指導手がダンベルを取り上げるまで、これを啜えていなければならない。犬を指導手の前に停座させ、ダンベルを受け取り、審査員の指示なしで犬に脚側停座を命ずる。犬が脚側停座するまで指導手は位置を変えてはならない。(犬は脚側の位置につく際、指導手の後ろを回っても、直接左脚側に停座しても良い)

(6) 高さ80cm障害飛越(片道)(10点)

障害から任意の位置に犬を紐無しで併い脚側停座させた後、審査員の指示により犬に障害を飛越させる。犬が飛越したら指導手は、声符「タッテ」あるいは「マテ」を命じ、審査員の指示により指導手は障害を迂回して犬のもとに戻り、審査員の指示で脚側停座を命ずる。指導手は、犬を併って障害の前に立ってから飛越後、声符「マテ」の指示で犬が停止するまで、その位置を変えてはならない。

(7) 休止(3分)(10点)

指導手は所定の位置に犬を伏臥させ、犬の方を振り返ることなく審査員の指示する遮蔽下に隠れる。犬の側には何も置いてはならない。審査員は指導手が隠れたのち、銃声を2発鳴らす。指導手は3分後、審査員の指示により犬のもとに戻り、審査員の指示で脚側停座をさせ作業を終わる。

公開訓練試験を受ける場合は【犬体検査】をいたします。

- ① 審査員は犬の、頭、肩、背腰部、鞆丸などに触れ、また指導手に口を開かせて歯牙を検査する。(耳番号またはマイクロチップの確認も行う)
- ② 犬は犬体検査の間、不安な態度や過敏な様子、あるいは凶暴性などを現してはならない。
- ③ 攻撃的で触れないもの、不安を呈し逃避しようとするものは不合格とする。

● 第5部 J-SchH (各100点)

“A・追求”

- (1) 未知人による印跡約400歩、直線コース5ヶ所、コーナー4ヶ所・約90°、配置物品3ヶ、印跡経過後原則直ちに、審査員の指示により開始。作業制限時間20分。
- (2) 遺留物品の大きさ <基本>長さ10cm 幅2~3cm 厚さ0.5cm~1cmの木片、革、カーペット途中2個、終点1個、計3個。第一物品はコーナー部から20歩以上の第1コースまたは第2コースに置く。第二物品は審査員の指示により第2コースまたは第3コースに置く。第三物品は最終地点に置く。物品を配置する際には立ち止まらずに配置する。最終物品配置後、印跡者は更に数歩直進する。
- (3) 搜索紐は10mとする。紐無し状態で作業をしてもよい。
- (4) 使用声符は搜索を促す一声符。出発点と、第一物品と第二物品発見後の再スタートの時。誤った物品告知後に使用が許される。
- (5) 点数配分は追求コース79点、物品(7+7+7)21点。物品を一つも発見出来なかった場合の最高評価は「B評価」とする。
- (6) 実施要領

指導手は申告前に10m搜索リードを、首を締めない状態でチェーン首輪に装着しておく。指導手と犬は審査員のもとへ行き基本姿勢をとり、犬が物品を発見した時に、「指示する」か「啜上げる」かの、どちらかであるか申告する。(犬は紐無し状態でも作業を実施しても良い)

審査員の指示で指導手は犬を静かに出発点へ導き作業を開始する。

出発地点より約2m手前の作業開始範囲外における短時間に及ぶ停座実行は認められる。

出発地点では犬は落ち着いて、集中した状態で鼻の位置を深く保持し、臭いを嗅ぎ当てながらスタートしなければならない。臭いを嗅ぎ当てている作業中は「搜索を促す声符」以外の補助的の行為をしてはならない。出発地点でスタートを3回失敗した場合には追求作業は中止される。

指導手は搜索リードの末端を持ち、犬の後方10mの間隔を保ちながら追従する。この場合、搜索リードを緩ませても良く、リードが地面に接することは認められる。搜索リード無しでの実施に於いても10mの間隔を保たなければならない。

犬は足跡コースを集中して、持続性のある、可能な限り安定した速度(足跡コースの難度により)で作業を実施しなければならない。指導手は常に足跡上を進む必要はない。

犬が物品を発見次第、指導手の補助的の行為なしに申告通りの方法で、直ぐに「啜上げる」または「指示」を実行しなければならない。

「指示する」と申告した場合は、伏臥、停座、立止で行うこと

が出来る(物品ごとに姿勢が変わっても良い)。「啞え上げる」と申告した場合は、立止、停座、または持来での実行が認められる。持来の場合、指導手はその場に立ち止まらなければならない。啞え上げて進んだり、啞えて伏せることは誤りである。

物品発見動作が確実に実施された後、物品を審査員に示す際には、指導手は犬の横に立たなければならない。

物品を発見した際に、物品を拾い上げる前、または物品を審査員に示してポケットに入れた後の何れか一度だけ、犬を短く褒めることが認められる。

追求作業が再開されるまでは、犬はその場で静かに待機する必要があり、搜索リードを短く持った指導手の「搜索を促す声符」により追求作業を再開する。

足跡コースから犬が逸脱することを指導手が意図的に阻止した場合、審査員は指導手に対し犬に追従するよう指示する。指導手は、この指示を無視してはならない。この時、指導手が審査員の指示に従わなかった場合や、または足跡コースが搜索リード10m以上(リード無しでの追求作業時と同様)離れたしまった場合、追求作業は中止される。

最終物品発見後に審査員のもとへ行き作業終了を伝え、基本姿勢で発見した物品を提示する。その後、審査員の講評がなされる。

(7) 作業中止、失格に至る、犬や指導手の態度

作業中止 * 出発地点における3回のスタートの失敗。

* 足跡コースから犬が搜索リードの長さ以上逸脱、または審査員が犬の後を追従するよう指示をするも無視した場合。

* 制限時間内(20分)に追求終了地点に到達出来なかった場合。

作業失格 * 物品を啞え上げるが放さない。野生動物を追い作業再開が不可能な場合。

“B・服従”

一般規定

服従作業は2頭1組で行う。指導手はリード無しで犬を伴い、審査員のもとで基本姿勢をさせ、申告を行う。指導手が全服従課題において内容を忘れた場合、審査員は指導手に助言を与え、実行するよう促す。その事に対する減点はない。

各課題の作業開始は審査員の指示で開始する。方向変換、指示なし停座、歩度の変更などは審査員の指示なしで実行する。

使用する声符は普通に発音された短い単一単語とする。どの言語における使用も認められるが、一動作を促す「声符」は統一されなければならない。

指導手が命令を3回使用しても、犬が課題或いは課題に必要な動作を実行出来ない場合、その課題は中止され評価は与えられない。

基本姿勢

ペアの片方の指導手と犬が「状況下での休止」位置で基本姿勢を実行し、それに合わせて服従作業を行う指導手は出発点で基本姿勢を取る。2頭の犬が基本姿勢を取った時点より、審査が開始される。

基本姿勢は一度だけ許される。やり直しは評価が下がる。指導手と一緒に、犬も後退させながら基本姿勢をとる行為は誤りであり、全課題において、指導手は基本姿勢の際、足は開脚した姿勢を取ることは禁止されており、自然に立つ事が要求される。

犬を短く褒める行為は、各課題での終了基本姿勢を明確に示した後、基本姿勢のまま褒める。

その後、新たな基本姿勢を取り直す事が認められる。この場合、犬を褒める行為を行った基本姿勢から、次の課題作業開始を行う新たな基本姿勢に入り、作業を開始するまで最低3秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢から指導手と犬が行う、課目展開部分(助走)は最低10～最大15歩の間に指定された歩度で課題を実行しなければならない。

犬を正面停座より基本姿勢に移動させる際、そして「停座」「立姿」「伏臥」実行中の犬の右側に立って、次の声符を与えるまでに最低3秒間の明確な間を置く必要がある。

基本姿勢及び課目展開部分(助走)での過ちは課題評価に影響を及ぼす。

指導手が犬のもとへ戻って、犬の右側に立つ時には、「正面から直接」或いは「後ろを回る」の、どちらかを選択できる。

反転ターン実行の際、指導手は必ず左回転で実行されな

なければならない。(U字で回るのはなく、その場で180°左回転)。犬は指導手の前後どちらを回っても良いが、その方法は統一されていなければならない。

犬は正面停座から基本姿勢に移る際、「指導手の後ろを回る」或いは「正面から直接基本姿勢に移る」の、どちらか選択できる。

持来用のダンベルを取りに行く際にも、脚側行進で犬と一緒にダンベル設置場所3歩手前まで行く。

課目作業開始前に犬にダンベルを啞えさせる行為などは禁止されている。

(1) 紐無し脚側行進 10点

使用声符: 「脚側行進」を促す声符。作業開始及び歩度変更時のみ許される。方向変換時に使用した場合は評価に影響する。

実施要領: 指導手はリード無しで犬を伴い、審査員のもとで基本姿勢をさせ申告を行う。基本姿勢から審査員の指示により作業は開始される。出発点より常歩で50歩進んで左反転ターンを行い、更に10～15歩進んだ後、「速歩」「緩歩」へと歩度変更を実行する(各歩度を最低10歩行う)。「速歩」～「緩歩」への歩度変更は減速用の中間的な歩度を用いてはならない。また、各歩度の行進速度は明白な変化をつける必要がある。その後、常歩に戻り10～15歩進み右に直角に曲がり、約15歩進み、右に直角に曲がる。約15歩進み左反転ターンを行い、行進中に1回の停止を行う。この際、指導手が停止したならば、犬は指示なしで基本姿勢を取らなくてはならない。この課題の終盤に群衆内行進を行う。最低4人で構成されたグループへと向かう。指導手と犬はグループの1人に対して右回り、他の1人に対して左回り(8の字)を実施し、グループ内で1回停止しなければならない。審査員の指示で指導手と犬はグループ内から離れて、出発点に戻り基本姿勢を取る。この終了基本姿勢を続く課題の作業開始基本姿勢としても良い。

(2) 常歩行進中の停座 10点

使用声符: 「脚側行進」「停座」を促す各一声符。

実施要領: 基本姿勢から脚側行進を開始し、10～15歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「停座」を促す声符を命じ、犬は迅速に座る。指導手はそのまま15歩前進したあと立ち止まり、直ちに停座している犬の方へ向きを変える。審査員の指示で指導手は犬のもとへ戻り、犬の右側に立つ。犬に歩み寄り際には「正面から直接」或いは「後ろを回る」の、どちらかを選択できる。

(3) 速歩行進中の伏臥、招呼 10点

使用声符: 「脚側行進」「伏臥」「招呼」「基本姿勢実行」を促す各一声符

実施要領: 基本姿勢から常歩で10～15歩脚側行進し、速歩に切り替えて10～15歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「伏臥」を促す声符を命じる。犬は迅速に伏せる。指導手はそのまま30歩前進したあと立ち止まり、直ちに伏臥している犬の方へ向きを変える。審査員の指示で犬を「招呼を促す声符」又は、「犬の名前」を呼び招呼する。指導手の前に正面停座している犬に「基本姿勢を促す声符」を命じ、作業終了基本姿勢を取らせる。

(4) 速歩行進中の立止、招呼 10点

使用声符: 「脚側行進」「立止」「招呼」「基本姿勢実行」を促す各一声符

実施要領: 基本姿勢から速歩で脚側行進し、10～15歩の間で、立ち止まったり、振り向いたり、歩度を変えることなく犬に「立止」を促す声符を命じる。犬は即座に立ち止まる。指導手はそのまま30歩前進したあと立ち止まり、直ちに立姿している犬の方へ向きを変える。審査員の指示で犬を「招呼を促す声符」又は、「犬の名前」を呼び招呼する。指導手の前に正面停座している犬に「基本姿勢を促す声符」を命じ、作業終了基本姿勢を取らせる。

(5) 2kgダンベル持来 10点

使用声符: 「持来」「ダンベルを渡す」「基本姿勢実行」を促す各一声符

実施要領: 基本姿勢から指導手は2kgのダンベルを約10m前方に投げる。この場合、指導手は静止位置を移動してはならない。ダンベルが完全に静止した段階で、「持来を促す声符」を与える。冷静に停座していた犬は最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを啞え上げ、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを啞えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約3秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持してい

なければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

(6) 1m障害とダンベル持来650g 15点

使用声符：「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

実施要領：指導手と犬は障害から最低5歩離れた位置で基本姿勢をとり、650gのダンベルを障害の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約3秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

(7) 斜壁とダンベル持来650g 15点

使用声符：「飛越」、「持来」、「ダンベルを渡す」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

実施要領：指導手と犬は斜壁から最低5歩離れた位置で基本姿勢をとり、650gのダンベルを斜壁の向こう側に投げる。ダンベルが完全に静止した段階で、「飛越」と「持来を促す声符」を与える。「持来を促す声符」は飛越を実行中に命令しなければならない。冷静に停座していた犬は、命令により障害を飛越し、最短距離で迅速にダンベルのもとへ向かい、直ちにダンベルを咥え上げた後、直ぐに障害を飛越して、最短距離で迅速に指導手のもとへダンベルを持来する。犬はダンベルを咥えたまま、指導手の前で正面停座を実行し、指導手が約3秒後に「ダンベルを指導手に渡す為の声符」を命じる。受け渡しまでの間、犬はダンベルをしっかりと静かに保持していなければならない。受け取られたダンベルは右手に持ち、腕を完全に下方向に伸ばし切った状態で保持される。「基本姿勢を促す声符」により素早く指導手の左側に正しい位置で脚側停座を行う。指導手は課目実行中には静止位置を変更してはならない。

(8) 前進と伏臥 10点

使用声符：「前進」、「伏臥」、「停座姿勢」を促す各一声符

実施要領：指導手と犬は、基本姿勢から前進を実行させる方向に向かって脚側行進を実行し、10～15歩の間で、立ち止まると同時に、腕を上げて「前進を促す声符」を命じる。犬は指示された方向に迅速、且つ直線的に最低30歩前進した後、審査員の指示で「伏臥」を促す声符を命じる。犬はその場に素早く伏せなければならない。指導手は犬が伏せるまでの間、腕を上げて前進実行方向を示している事が認められる。審査員の指示で、指導手は常歩で犬のもとへ行き、犬の右側に立つ。約3秒後、審査員の指示で指導手は「停座姿勢を促す声符」を命じ、犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

(9) 状況下での休止 10点

使用声符：「伏臥」、「基本姿勢実行」を促す各一声符

実施要領：服従作業は2頭1組で行う。1頭の犬は脚側行進を開始する為に、出発点で基本姿勢を取る。他の1頭は審査員の指示により所定の位置で基本姿勢を取る。審査員の指示により「伏臥を促す声符」を命じ犬を伏せさせる。リードなど如何なる物品も残さず、指導手は後方を振り返ることなく、最低30歩離れた会場内の指示された場所に隠れる(防衛テントの中)。他の1頭が試験課目1～7を終了するまでは、静かに休止を継続しなければならない。審査員の指示により指導手は犬のもとへ行き、右側に立ち、約3秒後に審査員の指示により「停座を促す声符」を命じる。犬は即座に正しい脚側停座を実行し、終了基本姿勢を取る。

他の1頭が課目6を終了する前に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、得点は0点となる。

他の1頭が課目6を終了後に、伏臥位置より3m以上離脱した場合、それまでの部分評価が適応される。

“C・防衛”

一般規定

実施要領：会場の左右3ヶ所、合計6ヶ所の隠れ場所(以下、テントと言う)が設営される。

作業に必要な会場地面上のマーキングは指導手、審査員及びヘルパーが目視可能な形で付けられる。

ヘルパーは、片袖の防衛衣を着用し、ソフト鞭を装備する。ヘルパーは常に犬の動きを把握する。禁足場面において必要に応じ犬を刺激することなく位置を変える事が許される。ヘルパーは防衛片袖で身の安全を守ることが出来る。防衛ヘルパーからソフト鞭を取り上げる方法は指導手に委ねられる。

犬が服従しない、勝手にヘルパーの潜むテントに向かう、会場を離脱するなどの行動が行われた場合、犬を呼び寄せ声符を3回使用する事が許されるが、3回の声符で指導手のもとへ戻らない場合、「不服従」と判断され、防衛作業は中止となる。

各マーキング

* 「禁足、咆哮」実施中の犬を呼び寄せる指導手の静止位置

* ヘルパーの追捕開始位置と終了地点

* ヘルパーの逃走阻止における犬の待機地点

(1) パトロール 10点

使用声符：「パトロール」「呼び寄せ」を促す各一声符

「犬名」と「呼び寄せ」の連結兼用も可とする。例えば「◯◯、来い」等。

実施要領：ヘルパーは6番(最終)テントの中に待機している。指導手は犬を紐無しで「パトロール出発点」に行き、基本姿勢をとる。審査委員の指示でパトロールを開始する。指導手は犬に「パトロールを促す声符」と左右何れかの腕による指符で(この動作は1テントごとに繰り返すことが可能)、犬は目標を定めた態度で指示されたテントへ最短距離で向かい、出来るだけ小回りで注意深くテントを廻る必要がある。

テントを廻り終えたら「呼び戻しを促す声符」で呼び寄せ、犬の動きを止めることなく、新たに「パトロールを促す声符」で次のテントに向かわせる。犬がパトロールを実行中、指導手は中央線上を歩いて進み、左右に動いてはならない。犬は常に指導手の前方を走り、最終テントに犬が到達した時点で、指導手は速やかに立ち止まり、その後は声指符の使用は一切認められない。

(2) 禁足と咆哮 10点

使用声符：「呼び寄せ」「基本姿勢」を促す各一声符

「呼び寄せ」と「基本姿勢を促す」声符は連動して使用する。例：「コイアトエ」(犬が手元に来てから「アトエ」は間違いない)

実施要領：犬はヘルパー発見次第、集中した禁足と、継続的な咆哮を積極的に実行しなければならない。犬はヘルパーに接触したり、咬捕してはならない。咆哮開始から約10秒後、審査員の指示で指導手はテントから5歩の静止位置まで進み、新たな審査員の指示で指導手は連動した命令で犬を呼び寄せ、基本姿勢をとる。

審査員の指示で指導手はヘルパーにテントから出てくるように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。ヘルパーが移動中、犬は冷静な状態で、正確な位置において注意深く、基本姿勢を続けなければならない。

(3) 追捕(ヘルパーの逃走阻止) 10点

使用声符：「脚側行進」「伏臥」「防衛(阻止または前進、前へ)」「咬捕中止」を促す各一声符

実施要領：審査員の指示で指導手はヘルパーにテントから出て来るように指示する。ヘルパーは、マーキングされた追捕開始地点へ移動する。審査員の指示で指導手と犬は脚側行進にて待機位置に移動する。指導手と犬は待機位置で「伏臥」の指示前に基本姿勢をとる。続いて「伏臥」の命令で犬は即座に反応して伏せる。ヘルパーを冷静な態度と集中力のある監視態度で注視する。ヘルパーと犬との距離は5歩と設定される。

指導手は監視を続けている犬を残しテントに戻り、犬とヘルパー、審査員の位置を常に確認する必要がある。審査員の指示で、ヘルパーは逃走を図る。ヘルパーが逃走したと同時に、指導手は「防衛を促す声符」を犬に命令する。犬は躊躇なく効果的に逃走阻止行動を実行し、存在感ある力強い咬捕で効果的に逃走を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を

中止しなければならない。この場合、指導手は審査員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

尚、ヘルパーの逃走に際し、犬が伏臥待機状態のままである。または、約20歩以内に追捕出来ない、或いは咬捕を持続出来ない場合には作業を中止とする。

指導手が犬に「防御を促す声符」を命令しなかった場合には評価が下がる。

(4) 禁足から防御 20点

使用声符: 「咬捕中止」、「基本姿勢」を促す各一声符

実施要領: 約5秒間の監視後、審査員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ソフト鞭はヘルパーから取り上げない。

(5) 背面護送 5点

使用声符: 「脚側行進」を促す一声符例:「アトエ」「トランスポート」など

実施要領: 「禁足から防御」の基本姿勢から引き続き、審査員によって指示された約30歩の背面護送を実施する。指導手はヘルパーに対し前方を歩くように命じる。犬と指導手はヘルパーの約5歩後方を脚側行進する。犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。この5歩の間隔は背面護送終了まで厳守されなければならない。

(6) 背面護送から奇襲 15点

使用声符: 「咬捕中止」「基本姿勢」「脚側行進」を促す各一声符

実施要領: 背面護送中、審査委員の指示でヘルパーは止まることなく突然反転し、犬を奇襲する。

犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパー攻撃を防御、阻止しなければならない。犬が防御の為に咬捕を実行すると同時に指導手は、その場に立ち止まる。

審査員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

ヘルパーが静止すれば咬捕を放し禁足する。中止命令を与える際には、指導手は位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わ

なければならない。審査員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査員に渡し、第一作業の終了を伝える。

(7) ヘルパーの遠距離攻撃阻止 10点

使用声符: 「脚側停座」、「防御」、「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

実施要領: 審査員の指示で指導手と犬は、1番テントと2番テントの中間地点にマーキングされた待機地点に移動する。移動中の脚側行進は嬉々とした集中力ある態度で実行される必要がある。待機地点に到達したら、向き直り「基本姿勢を促す」声符で犬に基本姿勢を取らせる。指導手はヘルパーに向かって真っすぐに、落ち着いた状態を保ちながら、基本姿勢を維持している犬の首輪を持つことが認められるが、犬の興奮を掻き立てる行為は禁止されている。審査員の指示でソフト鞭を持ったヘルパーは、テントから出て速歩にて中央ラインに向かう。中央ラインに到達したヘルパーは止まることなく、方向変換して犬と指導手に対し正面から突進し、大声をあげて威嚇する。ヘルパーとの距離が50～60歩に縮まり次第、審査員の指示により指導手は犬に「防御を促す声符」を命じて発進させる。指導手は犬を発進させた後は、その位置から移動してはならない。

犬は怯むことなくヘルパーに立ち向かい、存在感ある力強い咬捕で効果的に攻撃を阻止する。この場合、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。審査員の指示でヘルパーは静止するが、犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

(8) 禁足から防御 20点

使用声符: 「咬捕中止」、「基本姿勢」、「脚側行進」を促す各一声符

実施要領: 約5秒間の監視後、審査員の指示でヘルパーは犬に対し攻撃を仕掛ける。犬は指導手の指示なしで直ちに意欲的で力強く咬捕してヘルパーの攻撃を防御、阻止しなければならない。

尚、犬はヘルパーの片袖にのみ、咬捕することが許される。犬が咬捕を実行した後に、ヘルパーはソフト鞭による精神的負荷テストを2回実行する。負荷テストは肩部とキ甲部のみ限定して行われる。この間、犬は動じることなく、深く力強く、継続的な咬捕を実行しなければならない。審査員の指示でヘルパーは静止する。犬は一定の移行期間を経た後に咬捕を中止しなければならない。この場合、指導手は審査員の指示なしで「咬捕中止」を促す声符を犬に与える事が出来る。「咬捕の中止」は第1声符で放さない場合、審査員の指示で第2声符を命令する。それでも放さず第3声符でも放さなかった場合、防衛作業を中止する。

中止命令を与える際には、指導手の位置変更や犬に影響を及ぼしてはならない。咬捕中止後、犬はヘルパーとの距離を詰めた状態で注意深く監視する必要がある。

審査員の指示で指導手は常歩で直接犬のもとへ行き(犬が停座していても)、「基本姿勢を促す声符」で脚側停座をさせる。

この時、ヘルパーからソフト鞭を取り上げる。取り上げるタイミングは任意とする。犬が監視中または基本姿勢命令後、或いはヘルパーを後ろに下げて側面護送前に受け取る。続けてヘルパーを伴い審査員へ引き渡すための、約20歩の側面護送を行う。その際、犬に「脚側行進」または「トランスポート」の命令を与えることが許可されている。犬はヘルパーと指導手の中央に位置するよう、ヘルパーの右側面を行進する。その際、ヘルパーと接触行為、飛びつく行為や咬捕をすることなく、犬はヘルパーに対し注意深く監視を行わなければならない。審査員の前で側面護送を停止する。犬は指示なしで基本姿勢を行う。ソフト鞭を審査員に渡し、防衛作業の終了を伝える。指導手は審査員の指示によりヘルパー静止位置より5歩離れた地点まで脚側行進を行い、静止後基本姿勢で犬にリードを装着する。審査員の指示でヘルパーは退場する。この後、審査員より講評がなされる。

● 第6部 選別専科

自臭の部 (100点)

指導手は犬を出発点に伴い、選別台に対し反対向きに脚側停座させ、審査員の指示を待つ。自己の体臭付着物品1個(唾液・犬臭等をつけてはならない)とともに他人臭同一人の誘惑物品4個を、約10m前方の選別台上に配置する。審査員の指示により反転し犬を脚側停座させる。本臭物品(原臭)を嗅がせ、選別台に向けてスタートさせて作業を開始する。犬が選別台に到達するまでは、声視符による指示をしても良いが、犬が選別台に到達したら、一切の声視符を禁ずる。但し、犬が物品を完全に啜え上げたならば招呼して良い。この作業は適当な間隔を置き、物品の配置を変えて(審査員の指示による)原則として3回実施する。1回の制限時間は1分半とする。物品は5個とし、審査員の承認を得た物品とする。

この作業の採点は次のとおりとする。

原則として決勝戦は行わず、犬および指導手の作業態度も点数に加える。

3回成功	90点
2回成功	60点
1回成功	30点 *作業態度 10点

他臭の部 (100点)

臭気選別は4回行う。但し、1~3回まで連続して成功した場合は4回目を省略する。採点は1~3回ストレートで成功100点・3回成功75点・2回成功50点・1回成功25点とし、この点数が本競技の獲得点数となる。100点獲得犬が2頭以上いた場合は3回を限度として順位決定戦を行う。順位決定戦にはゼロ回答を入れる場合がある。また、100点獲得犬が居ない場合で、同点の犬が2頭以上いた場合は指導手および犬の作業態度も考慮して順位を決定する。

物品は布片(縦約20cm、横約10cm)原則としてシャツまたは靴下からの移行臭とする。移行時間は2~5時間とし、2~3日前に準備する。1個の本臭物品と4個の誘惑物品(4名の誘惑臭)を使う。

スタートラインから選別台までの距離は10mとする。

作業時間は、指導手が本臭物品を受け取り、犬が物品を啜えて指導手のもとへ戻り、指導手が受け取るまでを1分以内とする。

スタートのやり直しは1回戦のみ各1回認めることとする。順位決定戦では認められない。

競技中に排尿、排便をした場合、その回を中止とする。

2個以上の物品を持ってきた場合、また、途中で物品を落とし、スタートラインを越えた場合はその回を不正解とする。

競技中に犬が逸走した場合、指導手は直ちに呼び戻しを行うが、2回の呼び戻しを行っても犬が応じない場合、その回を中止とする。尚、逸走その他、審査員が危険性があると判断した場合、その回の中止および以後の作業を中止する場合がある。

持来した物品は正面停座で受け取り、犬に脚側停座させた後審査員に渡す事を基本とする。

順位決定戦におけるゼロ回答は、犬が選別台上の物品すべてを確実に嗅ぐことを原則とする。嗅がずに不持来した場合はその回を不正解とする。

実施要項: 指導手は犬を出発点に伴い、申告を行う。続いて選別台に対し反対向きに脚側停座させ、審査員の指示を待つ。審査員の指示により反転し犬を脚側停座させた後、本臭物品を受け取り犬に嗅がせ、選別台に向けてスタートさせて作業を開始する。犬が選別台に到達するまでは指導手による声視符を認めるが、選別台に到達後は一切の声視符を禁止する。選別台に到達後は、後の作業を犬が自力で完遂する事を原則とするが、犬が物品を完全に啜え上げ、指導手の方へ向いたならば招呼しても良い事とする。

● 第7部 追求専科(自臭)

ZPr追求規定と同様